平成２９年（フ）第３０４号
仙台市太白区茂ケ崎１丁目２番25号
破産者　久保田正直
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
山形市松波４丁目６番19―403号　ヴァン・ヴェールⅠ、開始決定時の住所山形市蔵王温泉48番地
破産者　伊藤　裕子
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
静岡県富士宮市小泉34番地の14　コーポラス神山101号、開始決定時の住所静岡県富士市久沢1691番地の21
破産者　山本　和彦
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１０７７号
大阪市旭区清水５丁目11番１―405号
破産者　松島　　募
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０号
兵庫県川西市丸山台２丁目５番地の108
破産者　西上　　猛
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
兵庫県宝塚市高司２丁目１番12号　サンピエール宝塚205号室、前住所兵庫県宝塚市売布東の町14番６号
破産者　多田　正雄
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
大阪府枚方市走谷２丁目49番11号、開始決定時の住所大阪府枚方市伊加賀寿町18番２号
破産者　東　　久美
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
盛岡市仙北１丁目３番18号
破産者　吉田　　雄
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１９号
岩手県北上市平沢18地割49番地２
破産者　伊藤　　治
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７７号
宮城県大崎市古川江合寿町１丁目２番23号　エーエス95　２号棟、開始決定時の住所宮城県大崎市古川大幡字原田46番地10
破産者　渋谷　　壽
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
新潟市東区紫竹６丁目24番24号、開始決定時の住所新潟市東区下場新町１番17号
破産者　拝崎　温敬
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
兵庫県宍粟市山崎町段696番地
破産者　都工務店こと　中務　真一
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３４号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋160番地１　シャンテ山津屋Ｃ―３、従前の住所兵庫県たつの市龍野町島田814番地２
破産者　前川　繁美
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１０５号
山口県防府市天神１丁目７番31号
破産者　モードよねくら、ｊｕｓｔ　ｎｏｗ　ＬＯＯＫこと　米倉　哲造
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
長崎県長崎市赤迫２丁目19番12号、旧住所長崎県長崎市岩川町４番２号
破産者　園田　　務
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
宮崎県児湯郡新富町大字日置482番地
破産者　富田　尚治
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係